

平成21年3月26日

株 主 各 位

東京都文京区関口二丁目10番8号

藤田観光株式会社

取締役社長 末 澤 和 政

第76回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第76回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 報 告 事 項 | 1. 第76期(平成20年1月1日から平成20年12月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果の報告について
2. 第76期(平成20年1月1日から平成20年12月31日まで)計算書類の報告について
本件は、上記各事項の内容を報告いたしました。 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分について
本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は、1株につき金5円と決定いたしました。 |
| 第2号議案 | 定款一部変更について
本件は、原案どおり承認可決されました。
変更の要旨は次のとおりであります。
1. 事業領域の拡大および多様化に対応し、現行定款第2条(目的)に事業目的として「旅行業」を追加するとともに、これに伴う号数の変更を行いました。 |

2. 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という。）附則第6条第1項の定めにより、当社は決済合理化法の施行日（平成21年1月5日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされております。そのため、現行定款第7条（株券の発行）、第9条第2項（単元未満株券の不発行）および第12条（株券の種類）は不要となりますので、これらの規定を削除するほか、株券電子化に伴い無効となる語句の削除、条数の繰上げなど、形式的な整備を行いました。また、本変更に係る経過的な措置を定めるための附則を設けました。

第3号議案

取締役8名の選任について

本件は、原案どおり承認可決され、森本昌憲、末澤和政、田口泰一、菊永福芳、中曽根一夫、茂田宜伸、金丸健二の7名が再選され重任し、新たに石原直が選任され就任いたしました。

なお、金丸健二は、社外取締役であります。

第4号議案

監査役2名の選任について

本件は、原案どおり承認可決され、当株主総会終結の時をもって辞任した山地敏、栗谷肇の両名の補欠として、新たに西山喜久、佐藤金義の両名が選任され就任いたしました。

なお、佐藤金義は、社外監査役であります。

第5号議案

補欠監査役1名の選任について

本件は、原案どおり承認可決され、富川宏が補欠の社外監査役として再選されました。

以 上

なお、本総会終了後の取締役会において、代表取締役および役付取締役が次のとおり選任され、それぞれ就任いたしました。

代表取締役会長	森 本 昌 憲
代表取締役社長	末 澤 和 政
取締役副社長	石 原 直
専務取締役	田 口 泰 一
常務取締役	菊 永 福 芳